

電子提供措置の開始日2026年7月31日

# 第41回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用の状況  
個別注記表  
(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

日本オラクル株式会社

## 業務の適正を確保するための体制

### ① 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要なときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる執行役を定める。

### ③ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 代表執行役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。
- (ii) 執行役および使用人の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。

### ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。
- (ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。
- (iii) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。
- (iv) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。
- (v) 監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。

- ⑤ 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。
  - (ii) コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。  
コンプライアンスに係る内部通報窓口とは別に、取締役会が任命する執行役及び執行役員の不正行為について、監査委員会に通報することができる体制をとる。
  - (iii) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。
  - (iv) 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査委員会に報告する。
- ⑥ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査委員会の職務を補助するため、事務局を置く。
- ⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項  
前号の事務局に属する使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重する。
- ⑧ 監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
事務局及び監査委員の事務を補助する補助人は、監査委員会の事務に関する事項について、監査委員会の指示に従う。
- ⑨ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制  
執行役および使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査委員会は、必要に応じて、執行役および使用人からヒアリングを実施する機会を与えられる。

- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑪ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員からその職務の執行に必要な費用等の請求を受けたときは、会社法第404条第4項に基づいて取り扱うものとする。また、監査委員は、取締役会又は執行役の事前承認を受けることなく、必要に応じて当社の費用において外部アドバイザーを任用することができる。

- ⑫ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査委員は、監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (ii) 代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める。
- (iii) 監査委員は、執行役等の職務の執行の監督の目的から、経営にかかわる重要な会議に出席する機会を、また必要に応じて、議事録・会議資料等を閲覧する機会を与えられる。

## 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、オラクル・グループの企業倫理規程について、全役員・従業員に対し周知を図るとともに、当該規程の浸透を図るため、必要な教育を継続的かつ定期的に行っております。また、内部監査部門による当社の監査を行い、監査結果について監査委員会及び取締役会に対し、定期的に報告を行っております。さらに、内部通報受付窓口を設け、不正行為等の防止及び早期発見に努めており、当該窓口を通じて不正行為等が明らかとなった場合には、適宜取締役会及び監査委員会において報告し、また、是正措置及び再発防止措置を講ずることにより適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

## 個別注記表

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 株式：移動平均法による原価法  
債券：償却原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

建物 …………… 定額法  
工具、器具及び備品 …………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年～38年

工具、器具及び備品

パーソナルコンピュータ 2年

コンピュータサーバー機器類及び 6年

コンピュータストレージ機器類

その他 5年～15年

##### (2) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

#### 3. 引当金の計上方法

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を、過去の実績を基礎として計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役、執行役及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

4. 収益の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております。

顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

また、契約獲得に伴う増分コストのうち、顧客との契約獲得によって発生した営業部門の賞与については、クラウド・サービス、ライセンス・サポート及びハードウェア・サポート契約獲得による賞与を資産計上の対象範囲としております。その償却期間については、将来の契約更新を含む見積契約期間、対象製品の見積耐用年数、または契約期間等に渡って定額法により償却することとしております。

契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものを指しております。

### [会計上の見積りに関する注記]

該当する事項はありません。

### [貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 17,540百万円

### [損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高  
営業取引以外の取引高 1,094百万円

### [株主資本等変動計算書に関する注記]

#### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|               | 当期首株式数<br>(千株) | 当期増加株式数<br>(千株) | 当期減少株式数<br>(千株) | 当期末株式数<br>(千株) |
|---------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 発行済株式<br>普通株式 | 128,304        | 8               | —               | 128,312        |
| 自己株式<br>普通株式  | 287            | 0               | 132             | 155            |

- (注) 1. 発行済株式数の増加8千株は新株予約権行使によるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少132千株は、役員報酬B I P信託口から株式交付対象者への交付による減少13千株、株式付与E S O P信託口から株式交付対象者への交付による減少118千株による減少であります。
4. 当事業年度末の自己株式数につきましては、「役員報酬B I P信託」(13千株)及び「株式付与E S O P信託」(128千株)が所有する当社の自己株式141千株を含めて記載しております。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-----------------|--------|---------------------|------------|-----------|
| 2025年7月22日<br>取締役会 | 普通株式  | 24,375          | 利益剰余金  | 190                 | 2025年5月31日 | 2025年8月5日 |

(注) 2025年7月22日開催の取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金51百万円（役員報酬B I P信託5百万円、株式付与E S O P信託46百万円）が含まれております。

### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 2026年7月23日取締役会

| 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------|-----------------|--------|------------------|------------|------------|
| 普通株式  | 110,080         | 利益剰余金  | 858              | 2026年5月31日 | 2026年8月10日 |

(注) 1. 上記の1株当たり配当額につきましては、特別配当660円が含まれております。  
2. 2026年7月23日開催の取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金121百万円（役員報酬B I P信託11百万円、株式付与E S O P信託110百万円）が含まれております。

## 3. 新株予約権に関する事項

| 発行日         | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 |
|-------------|------------|-----------|
| 2016年10月5日  | 普通株式       | 3,400株    |
| 2017年10月12日 | 普通株式       | 10,400株   |
| 2018年10月12日 | 普通株式       | 9,100株    |
| 合 計         |            | 22,900株   |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

**【税効果会計に関する注記】**

繰延税金資産の主な発生原因別内訳

2026年5月31日現在  
(単位：百万円)

|          |       |
|----------|-------|
| 繰延税金資産   |       |
| 未払金      | 1,272 |
| 未払事業税    | 839   |
| 契約負債     | 703   |
| 賞与引当金    | 519   |
| 減価償却費超過額 | 100   |
| 投資有価証券   | 18    |
| その他      | 419   |
| 繰延税金資産合計 | 3,873 |

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金の管理・運用については、当社が定める資金管理・運用規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、高格付の円貨建有価証券への投資及び高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性の確保をはかっております。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金、未収入金及び貸付金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当社の与信管理規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握することにより、リスクの軽減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券は価格変動リスク及び信用リスクに晒されておりますが、高格付の円貨建有価証券への投資に限定すること、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することなどにより、リスクの軽減をはかっております。

営業債務である買掛金は、短期に決済されております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2参照）。

(単位：百万円)

|           | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|-----------|----------|---------|----|
| 関係会社短期貸付金 | 212,000  | 212,099 | 99 |

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 36百万円    |

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|           | 貸借対照表計上額 | 1 年 以 内 | 1 年超 2 年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3 年超 4 年以内 |
|-----------|----------|---------|------------|------------|------------|
| 関係会社短期貸付金 | 212,000  | 212,000 | —          | —          | —          |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分        | 時価(百万円) |         |      |         |
|-----------|---------|---------|------|---------|
|           | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 関係会社短期貸付金 | －       | 212,099 | －    | 212,099 |
| 資産計       | －       | 212,099 | －    | 212,099 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社短期貸付金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローと市場金利を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## [関連当事者との取引に関する注記]

### 1. 親会社および法人主要株主等

| 属 性 | 会社等の名称                          | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 (%) | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科 目           | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------------------------|-------------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 親会社 | ORACLE<br>JAPAN<br>HOLDING,INC. | (被所有)<br>直接 74.1        | 直接の親会社<br>資金貸付け | 資金貸付け<br>(注)  | 140,000       | 関係会社<br>短期貸付金 | 212,000       |
|     |                                 |                         |                 | 貸付金の回収<br>(注) | 110,000       |               |               |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。なお、当該取引による受取利息額は2,124百万円（当期計上額は1,094百万円）です。

### 2. 兄弟会社等

| 属 性     | 会社等の名称                          | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 (%) | 関連当事者<br>との関係             | 取引の内容                    | 取引金額<br>(百 万 円) | 科 目  | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|---------------------------------|-------------------------|---------------------------|--------------------------|-----------------|------|---------------|
| 親会社の子会社 | Oracle<br>America,<br>Inc.      | —                       | オラクルグループ会社間取引の資金決済及び資金貸付け | オラクルグループ会社間取引の資金決済 (注) 1 | 90,488          | 買掛金  | 13,243        |
|         |                                 |                         |                           |                          | 16,939          | 未払金  | 2,830         |
|         |                                 |                         |                           |                          | 6,404           | 売掛金  | 1,128         |
|         |                                 |                         |                           |                          | 4,703           | 未収入金 | 1,652         |
|         | オラクル・<br>インターナショナル・<br>コーポレーション | —                       | 販売代理店契約の締結                | ロイヤルティ料の支払<br>(注) 2      | 51,509          | 前渡金  | 1,083         |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションや一部のグループ会社との取引を除く）の資金決済については、Oracle America, Inc.の口座を通じて決済されております。上記買掛金、未払金、売掛金及び未収入金における取引金額は決済金額であり、その主なものは親会社の子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（東京都港区）に対する支払ロイヤルティ（当期計上額59,669百万円）及びハードウェア部門に係る商品等の仕入（当期計上額13,296百万円）であります。なお、当該ロイヤルティの料率及び商品等の仕入価格については、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間での合理的な基準により決定しております。
2. ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間での合理的な基準により決定しております。

### 3. 役員及び個人株主等

| 属 性 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 (%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                      | 取引金額<br>(百 万 円) | 科 目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|-------------------------|---------------|----------------------------|-----------------|-----|---------------|
| 役員  | ジョン・<br>エル・ホール | (被所有)<br>直接 0.0         | 当社取締役         | ストック・オ<br>プシヨンの権<br>利行使(注) | 13              | —   | —             |

(注) 当社株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

## [収益認識に関する注記]

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、売上高をセグメント情報の報告セグメントの区分に基づき分解するとともに、クラウド・アンド・ソフトウェアセグメントについては、さらに財・サービスの区分により分解しております。

(単位：百万円)

|                 |   |              |   |         |
|-----------------|---|--------------|---|---------|
| ク               | ラ | ウ            | ド | 83,184  |
|                 |   | ソフトウェア・ライセンス |   | 47,618  |
|                 |   | ソフトウェア・サポート  |   | 113,678 |
| ソ               | フ | ト            | ウ | 161,297 |
| クラウド・アンド・ソフトウェア |   |              |   | 244,481 |
| ハ               | ー | ド            | ウ | 15,048  |
| サ               | ー | ビ            | ス | 25,543  |
| 顧客との契約から生じる収益   |   |              |   | 285,073 |
| その他の収益          |   |              |   | —       |
| 外部顧客への売上高       |   |              |   | 285,073 |

- (注) 1. 当社は従来、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、報告セグメントである「クラウド&ライセンス」を「クラウドサービス&ライセンスサポート」、「クラウドライセンス&オンプレミスライセンス」に区分して表示していました。また、「クラウドサービス&ライセンスサポート」は、「クラウドサービス」、「ライセンスサポート」で構成されておりました。当事業年度より業績の管理区分の変更を行ったため、報告セグメントである「クラウド・アンド・ソフトウェア」を「クラウド」、「ソフトウェア」の区分に変更して表示しています。また、「ソフトウェア」は、「ソフトウェア・ライセンス」、「ソフトウェア・サポート」で構成されております。
2. 当事業年度より、従来「クラウド&ライセンス」としていた報告セグメントの名称を「クラウド・アンド・ソフトウェア」に、「ハードウェア・システムズ」としていた報告セグメントの名称を「ハードウェア」にそれぞれ変更しております。当該変更は報告セグメントの名称変更のみであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に与える影響はありません。

## 2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客に対する製品の販売契約については、顧客への製品を引き渡した時点で、製品への支配は顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、役務の提供については、当社が顧客との契約における履行義務の充足に従い、契約期間にわたり収益を認識しております。

なお、取引の対価については、サービスの提供又は製品の引渡し後、概ね30日以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### ・クラウド・アンド・ソフトウェア

#### 1.クラウド

クラウド契約に関する主な履行義務はサブスクリプション・ベース、従量制サービスなどの消費ベースなどのクラウドを提供することです。サブスクリプション・ベースで提供されるクラウドからの収益は、通常、当社のサービスが顧客に提供開始された日から、クラウドが提供される契約期間に応じて按分して認識されています。

契約期間中にクラウドサービスを継続的に提供する義務を負っているため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に配分して収益を認識しております。

従量制サービスなどの消費ベースで提供されるクラウドからの収益は、通常、顧客によるサービスの利用により履行義務が充足されるため、顧客のデータ利用量に基づき収益を認識しております。これは、契約期間中に顧客の要求に基づきクラウドサービスを提供する義務を負っているためです。

#### 2.ソフトウェア・ライセンス

ソフトウェア・ライセンス契約に関する主な履行義務は、当社のデータベース、ミドルウェア、アプリケーションおよび業種別ソフトウェア製品を使用するためのライセンス（使用权）を顧客に提供することです。このようなソフトウェア・ライセンスの提供については、顧客においてソフトウェアをダウンロードして使用可能となった時点で収益を認識しております。当社におけるソフトウェアを使用するためのライセンスについては、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わないため、使用权として一時点（ライセンス供与時）で収益を認識しております。

### 3.ソフトウェア・サポート

ソフトウェア・サポート契約に関する主な履行義務は、必要に応じてテクニカル・サポートを顧客に提供すること、サポート期間中に不特定のソフトウェア製品のアップグレード、メンテナンス・リリースおよびパッチを提供することです。

当社は、契約期間中、顧客にソフトウェア・サポート・サービスを継続的に提供する義務を負っています。従って、ソフトウェア・サポート契約の収益は、通常、サポート・サービスが提供される契約期間にわたって認識されています。そのため、ソフトウェア・サポート契約の収益は、通常、取引価格をサポート・サービスが提供される契約期間にわたり均等に配分して認識されています。

#### ・ハードウェア

##### 1.ハードウェア・プロダクト

ハードウェア・プロダクト契約に関する主な履行義務は、ハードウェア製品と、オペレーティング・システムやファームウェアなどの関連ソフトウェアを提供することです。ハードウェア・プロダクトの販売による収益は、顧客への製品を引き渡した時点で、収益を認識しております。顧客への引き渡し時に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断しているためです。

##### 2.ハードウェア・サポート

ハードウェア・サポート契約に関する主な履行義務は、必要に応じてテクニカル・サポートを顧客に提供すること、サポート期間中に不特定のソフトウェア製品のアップグレード、メンテナンス・リリースおよびパッチをすること、およびハードウェア製品の修理を提供することです。当社は、契約期間中、顧客にハードウェア・サポート・サービスを継続的に提供する義務を負っています。従って、ハードウェア・サポート契約の収益は、通常、サポート・サービスが提供される契約期間にわたって認識されています。そのため、ハードウェア・サポート契約の収益は、通常、取引価格をサポート・サービスが提供される契約期間にわたり均等に配分して認識しております。

## ・ サービス

コンサルティングサービス及びアドバンスドカスタマーサービスの履行義務はシステムの導入・運用支援（システム基盤の要件定義・設計・構築・テスト・開発・運用等）の提供や、より高いレベルのシステム運用管理サポート等を提供することです。契約は主に固定金額の契約や消費型サービス契約に基づき履行が完了した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している契約となっております。当社は、契約期間中、システムの導入・運用支援の提供等のための作業を実施する義務を負っております。そのため履行義務は契約期間に対する役務提供の経過期間や作業時間等に応じて作業の実施に基づいて充足されます。したがって、固定金額の契約については、契約ごとに見積総工数に対する発生工数の割合で合理的に進捗度を見積り、当該進捗度に基づいて契約期間にわたり収益を認識しております。消費型サービス契約については、サービスの履行に伴って、時間単価・作業量等に基づき、契約期間にわたり収益を認識しております。

### 3.当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|                      | 当事業年度<br>(2026年5月31日) |
|----------------------|-----------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 22,456                |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 21,543                |
| 契約資産 (期首残高)          | 117                   |
| 契約資産 (期末残高)          | 1,033                 |
| 契約負債 (期首残高)          | 109,299               |
| 契約負債 (期末残高)          | 112,168               |

契約資産は、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利であります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、保守サービスなど継続して役務の提供を行う契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は81,278百万円です。

過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額は軽微であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は332,603百万円であり、このうち期末日後1年以内に収益として認識されると予測している金額は約48.9%であり、2年以内は約20.2%、2年超は約30.8%であります。

### [1 株当たり情報に関する注記]

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,597.24円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 495.97円   |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託に残存する自社の株式は、当事業年度の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（役員報酬B I P信託18,286株、株式付与E S O P信託171,590株）。

また、信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（役員報酬B I P信託13,197株、株式付与E S O P信託128,409株）。

### [重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。